



員会規則第八号)の一部を次のように改正する。  
 第一号を次のように改める。  
 (目的)  
 本会は、鳥取県は、職員が初任給、昇給、身給等の基本となることとする。  
 第二号の知事の事務部局の項中

(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号) 第二条の二第二項の規定に基き、本会が初任給等職務の適用について適正を期するため必要事項を定めることとする。  
 第三号及び第四号を削る。

土木出張所	土木出張所	農産加工所	畜試字園	畜試字園	田代事務所	田代事務所	田代事務所	田代事務所	田代事務所
		を							
		食品加工研究所							
		に、							
		中島土佐事務所							
		を							
		久米ヶ原土地改良事務所							
		に、							
		川登土木建築地記主主任							
		川登土木建築地記主主任							
		を							
		に改め、同表の教育委員会の事務部局等の科学校制							

館の項中	館長補佐	を	館長	館長補佐	に改め、同表の審察の項中	館長補佐
主 査	館長補佐					
主 査	館長					
	に改める。					

別表第三中	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村	立市町村
	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校	市立学校
	校長	校長	校長	校長	校長	校長	校長	校長	校長
	教員	教員	教員	教員	教員	教員	教員	教員	教員
	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員	補助教員
	を								
	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局	知事の事務部局
	専任	専任	専任	専任	専任	専任	専任	専任	専任
	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任
	に改める。								

別表第四の知事の事務部局の項を削る。  
 別表第五の知事の事務部局の項中  
 農産加工所  
 を  
 食品加工研究所  
 に改め、同表の教育委員会の事務部局の科学校制の項中「館長」を削る。  
 別表第六の知事の事務部局の病院の項中  
 室長  
 区長  
 区長  
 を  
 室長  
 区長  
 区長  
 に改める。  
 別表第九を削る。  
 附則  
 この規則は、公布の日から施行する。